

フェアトレードの可能性

——環境保全と生活向上に寄与する環境配慮型活動を通じて——

渡 来 緝¹⁾

1. はじめに

フェアトレードは今から約70年弱前に誕生した貧困削減アプローチの1つである。経済的・社会的恩恵を受けることが容易ではない途上国のコミュニティやそのコミュニティで生活する人びとが、地域資源や伝統的手法を用いて生産した農産物や手工芸品を、先進国と対等な価格で取引し、先進国市場で販売してもらう国際貿易の代替的アプローチとされている。コミュニティ環境を脅かすことなく、途上国の人びとが自らの能力と活動力でフェアトレード商品を生産できる持続可能な開発を目指し、フェアトレードは多くの途上国で実施されている。そのためフェアトレードは、持続可能な経済社会の構築を目指した「より最大限の公平性に基づく国際貿易の実施を目指した、対話や透明性、尊重を基盤におく取引協力」(渡来 2009a: 80)と一般的には定義されている²⁾。

上記のようなプロセスで生産されたフェアトレード商品は、「認証制度」を用いることでよりその信頼度が明確となる。この「認証制度」は、フェアトレードが定める項目すべてにおいて適切な行動が遵守されているかどうかを示すものである。人権尊重や労働環境の保護、公平性をもった取引および労働の対価としての賃金の支払いなど、フェアトレードに関与する途上国の人びとの経済・社会的環境が持続的に保護されていることを示している。同時に「認証制

度」を用いることで、フェアトレード商品の透明性を消費者や社会に提示している。生産地の明確化や商品質の安全性を消費者に提供している³⁾。フェアトレードに対する消費者の認識向上にもつながっている(渡来 2010a: 134)。

昨今、途上国問題に关心を持つ人びとや、昨今の食の安全性やオーガニックブーム、スローライフ、ロハス等といったライフスタイルに关心を寄せる人びとが消費者としてフェアトレード商品に关心を寄せている。NGOの他、スーパーマーケットやコンビニエンスストア、駅ビル・ファッショビル、オンラインショップなどで商品が購入できるまでフェアトレード市場は拡大している。フェアトレード界においてその普及が遅れていると言われている日本においても、2010年の日本国内市场におけるフェアトレード商品⁴⁾販売規模は、前年比13.6%増の16億7千万円となっている(フェアトレードラベルジャパンウェブサイト)。フェアトレードは世界経済・社会構造に変化をもたらしている。

このようにフェアトレードはその市場を成長させてきているが、ここ数年におけるフェアトレード実施において、変化が見受けられる。それは環境的側面への配慮である。フェアトレード基準においても環境的側面が考慮されているが、2009年にフェアトレード憲章が制定され、その中でフェアトレード実施における環境的側面の必要性を推奨している(World Fair

Trade Organization and Fairtrade Labelling Organizations International 2009:5). また環境問題、特に気候変動に触れたフェアトレード関連の報告書も出版されている (Fairtrade International Annual Review 2010-11).

「持続可能性」のある社会を目指す上では、経済的・社会的恩恵をもたらすのはもとより、持続可能な環境の構築はより不可欠な側面となる。経済・社会・環境の3つの側面が調和して初めて持続可能な社会が構築されるためである(太田 2005:2-4, 矢口 2010:19)。フェアトレードにおける環境的側面への関心の高まりは、フェアトレードが貧困に苦しむ人びとを救う持続可能なアプローチとなりうることを示している。

本論文は、貧困削減アプローチの1つであるフェアトレードが、今以上に環境配慮することにより、フェアトレードに関与するコミュニティやそこに居住する人びとの経済・社会状況の向上だけではなく、対象地の環境保全や保護にも寄与することを明確にする。まずフェアトレードの概要について、特に「フェアトレード」であるということを定めるフェアトレード基準について考察する。この基準は環境を配慮する項目を含有しているが、フェアトレード憲章の制定により、この基準が設置された当初と現時点を比較するとその内容に具体性が帯びたことを明記する。そしてフェアトレードを取り巻く周辺環境のどのような社会的変化が、環境的側面への配慮要因となっているのかという点を明確にする。環境的側面の含有は、フェアトレードを通じた環境問題の解決に寄与する可能性を示唆する。本論文では、フェアトレード実施における環境配慮型アプローチの含有の可能性と、それが生み出す成果について探ることを目的としているため、具体事例として途上国の環境配慮型生活向上プロジェクト(フェアトレードに類似した事例)に着目する。インドの外来種を使った生活向上と環境保全プロジェクト、およびベトナムの環境配慮型の米栽培(Ibis米)

による生活向上と環境保全プロジェクトを事例として取り上げ、環境保全・保護の達成およびプログラム実施対象地の経済的・社会的状況の向上を明確にする。(1)環境に配慮したアプローチを含有することで、結果的にフェアトレードに関与するコミュニティの人びとの生活向上だけではなく、実施対象コミュニティの環境保全・保護を導き、また(2)貧困削減アプローチという枠組みの中でより持続可能なアプローチとしての役割を發揮する可能性を述べ、(3)フェアトレードを実施する上で環境に配慮した観点を含有することの正当性を結論として論述する。

2. フェアトレード

2.1 フェアトレードとは

フェアトレードは、「より最大限の公平性に基づく国際貿易の実施を目指した、対話や透明性、尊重を基盤におく取引協力」(渡耒 2009a:80)である。この枠組みの中で(1)より条件の整った取引環境の提供や(2)南の社会的弱者とされる生産者・労働者への権利の確保を通じた持続可能な開発の構築を行うと同時に(3)生産者支援、(4)意識向上、(5)現行の国際貿易の規則や実践を変革させるキャンペーンを積極的に実施することが求められている(渡耒 2009a:80)。世界の827の農家および労働団体は、フェアトレード認証(次節参照)からフェアトレードに関与し(2009年末時点)、自営農家や労働者では120万人がフェアトレードに関与している(2009年時点)。2008年~2009年の年間売上は15%の成長を見せている。その恩恵は600万人の生産者やその家族に享受されている(Fairtrade Labelling Organizations International (FLO) e. V. 2011:1)。

2.2 フェアトレード認証制度と環境的側面への対応

フェアトレードであるか否かの認識は、フェアトレード認証ラベルで示される。フェアト

レード基準というものを設け、フェアトレードに関わる人びとにその基準遵守を促している。基準を遵守すれば、フェアトレード認証ラベルを取得⁵⁾でき、フェアトレード商品の生産レベルでの労働環境の透明性やフェアトレード商品であるという可視的な理解が可能となる。この基準基盤は、持続可能な社会構築である。そのため途上国の人びとの持続可能な社会構築に寄与するよう設定されており、経済・社会向上、環境保全の3点は重要な項目として考慮されている。しかしながら、環境的側面に关心が寄せられ始めたのは、この数年のことである。フェアトレードでは環境的側面に関する活動に対し、追加的・具体的活動内容を記述した。フェアトレードを通じて環境問題解決に向けたアプローチの可能性を示しはじめたのである。

(a) フェアトレード憲章

フェアトレードアプローチは、開発に向けた目的が基盤となっている。そのため貧困や不公平性の状況理解を目指し、これに対応できるよう設定されている。しかしフェアトレード基準の項目に合ったプロセスを採用しているため、フェアトレード団体・機関が得てきたこれまでの経験や対話によって生まれてきたフェアトレード方針の重要な要素が欠ける可能性がある。それぞれの関連性について明確にするため、2009年1月、途上国の貧困層の生活向上および不平等な貿易構造の変革を目指し、1989年に設立されたフェアトレード活動を支える国際団体組織 World Fairtrade Organization (WTFO)。2008年10月に The International Fairtrade Association (IFAT) より名称変更))⁶⁾と、国際レベルでフェアトレード活動を支援するため、16のフェアトレードラベル認証団体の統括組織として1997年に設立された Fairtrade Labelling Organizations International (FLO)⁷⁾によりフェアトレード憲章 (The Charter of Fair Trade Principles) が採択された⁸⁾。この憲章の中で持続可能性を目指した環境に対するフェアトレード活動の実施は、以下のように推奨され

ている。

「フェアトレードに関与する全アクターは、持続可能な資源を原料として効率的に使用すること、非再生エネルギー資源の消費削減、廃棄物管理の促進、農業分野での有機生産プロセスの導入を通じ、継続的な生産と取引の環境的インパクトの促進に協力すること」⁹⁾

フェアトレードは幅広い基準を遵守しており、その多くはILOの労働基準法といった別の原則・法制度との関連性を保持している。しかし、フェアトレードに関する国際法や国内法・地域法の遵守やフェアトレード基準の設定だけでは、フェアトレードが必要としている長期的な開発に限界が生じる可能性がある。また、根本的な貧困原因を模索するためには、新たな取引関係の枠組みが必要である。この憲章の設立は、広範囲にわたる経済的・社会的・政治的枠組みの総合的な相互関係の認識を可能にする (World Fair Trade Organization and Fairtrade Labelling Organizations International 2009: 8)。環境保全における詳細な手法を提示することは、環境的側面に大きなインパクトをもたらす可能性のある新たな取引関係の創出を可能にする。

(b) フェアトレード基準における環境的側面の記述の変化

フェアトレード基準でも経済・社会成長と同様に、環境的側面も重要項目として位置づけられている点を先述したが、この基準における環境的側面への対応も変化している。かつてのフェアトレード基準では、「負荷の低い素材や、負荷の低い手段を用いるなど、環境にやさしく、持続可能な資源を利用した生産工程」(渡耒 2010b: 26) と簡易的に記述されていた。2010年10月以降この項目は、可能な範囲において地域内で購入でき、かつ持続可能に管理できる資源を原材料として使用すること、エネルギー消費量削減に資する技術、特にGHG排出量を削減できる技術を活用すること、廃棄物量の削減、有機肥料使用による環境インパクトの

削減等、環境負荷抑制に資する具体的な活動内容の記述に変更されている (World Fairtrade Organization Website).

(c) 環境問題解決に向けたフェアトレードの可能性とその挑戦

世界で環境問題が深刻化している。気候変動による突発的な洪水や台風、さらには干ばつなどによる農作物の収穫量の減少は、多くの人々との生活を苦しめ、雇用の喪失や飢餓を引き起こしている。このような問題は、特に途上国において顕著である。

フェアトレード基準では、環境的側面において最低限の遵守がなされている。気候変動問題に関しては、農作物を生産する際に排出される炭素量が関係するという背景から、持続可能な農業技術の側面から、適応策を、また農業管理の一部として環境保護の実施を通じた自然環境保護を目指す緩和策など、双方において気候変動に関するさまざまなアプローチが実施されている。

FLOでは、途上国における気候変動対策には適応策が適していると述べている。ある途上国に水質管理の技術支援がなされれば、技術の向上になるだけではなく、途上国の生活向上を導く。これは結果として農村部から都市部への人口流動を阻止する可能性があるとしている。一般的に適応策を実施するには費用がかかると言われている。しかしフェアトレードの枠組みにおいて実施すれば、フェアトレードプレミアム¹⁰⁾を実施費用として充当することも可能であるとする。フェアトレードプレミアムを通じた能力育成および技術の導入は、結果として途上国内にフェアトレード商品の生産力向上のみならず、気候変動問題への対処を同時に普及させる可能性がある (Fairtrade Labelling Organization International 2010 : 1-6)。

FLOはAnnual Review Report 2010-11でも、フェアトレードに関わる農家や労働者が受けている環境被害について、環境問題に対するフェアトレードの対応が今後の課題であると述べている。

べている。フェアトレードでは、(1) 生産者自身が環境問題に取り組めるような気候変動適応策や緩和策を活用させること、(2) フェアトレードは気候変動問題に資する重要なアプローチであることを啓発活動や意識改革を通じて普及させること、を気候変動対策に向けた戦略として打ち出している。2010年にはCOPで開催されたDevelopment and Climate Day 2010において、生産者が実施している気候変動問題に資する活動について紹介し、フェアトレードは気候変動問題を解決する1つのアプローチであることを示した (Fairtrade International 2011 : 8)。

フェアトレードは主として生産地の天然資源を活用し、商品を生産していることから、その原材料である資源の枯渇は、フェアトレードの不持続可能性を導く。したがって持続可能な環境を生産地にて安定させるためには、実質的な取り組みが有用である。このような環境への対応の変化は、地域資源の確保を通じた生産者の持続的な生活向上の保証のみならず、フェアトレード全体の持続可能な機能の確保をもたらす。またフェアトレードを通じた気候変動問題解決に向けた取り組みは、フェアトレード実施の領域をさらに拡大させる可能性も秘めている。

2.3 フェアトレード活動に変革をもたらした社会的背景

フェアトレードにおける環境的側面に上記のような変化がもたらされたのは、世界規模で生じている環境問題に伴う以下のような社会的背景との関連性がある。

(a) 環境問題の深刻化

FLOは詳細な数値データを用いながら、環境や人道、食糧の観点から世界に影響を及ぼしている環境の変化は予期できないものであると述べている。多くの人々が直接的な環境被害を被っているだけではなく、労働賃金や生活の質の低下といった副次的な被害も被っている。特に気候変動問題による被害は大き

い。加えて途上国では気候変動問題により、今以上に貧困状態に陥る人口数が増加するとも述べている（Fairtrade Labelling Organization International 2010：1-2）。

事実、環境問題は世界規模で深刻化している。大気中のCO₂濃度は経済成長とともに増加している。CO₂排出は局地的であるにもかかわらず、先進国1人あたりのCO₂排出量は1年間に8.4トンとなっており、急激な温暖化を招いている（小宮山 2010：20-27）。IPCCの第4次報告書では、物理的・生物的変化の89%以上は気温上昇が原因であると示している。気候の影響は水資源や生態系、食料生産、災害、人体の健康被害など幅広い領域で生じ、干ばつや洪水、森林火災などの天災が生じる可能性が高まる。仮に世界の平均気温が1.2°C-2.5°C上昇すると、動植物が絶滅の危機に瀕する可能性が高まるだけではなく、平均気温の上昇に伴う海面上昇により、サンゴ礁の白化も生じる。このような環境問題は地域性や局地的であるものの、社会的・経済的な被害として顕著に表れるのは、途上国が多い（住・三村 2010：21-22）。

温暖化に関して早急な対応をしなければ、今以上に環境の悪影響を受ける可能性がある。気候変動の他にもさまざまな環境問題が引き起こされている。貧困や人口増加が引き起こす環境問題もあるが、環境問題によりさまざまな地域において経済的・社会的側面に多くの問題が引き起こされている。持続可能な社会構築に向け、環境問題として可能性のある諸問題をすべて包括的に考慮し、取り組む必要がある。

FLOも独自のレポートで述べているが、フェアトレードの生産者・労働者の多くは、農業に従事しているため、収穫量は気候変動に大きく左右される。農業活動が生み出す利潤をきちんと受け取れない状態となっている。気候変動によって受けるリスクを最小限にする上で、適切な支援を実施しなければ、貧困状態のままに陥る可能性を指摘している（Fairtrade Foundation 2009：3）。フェアトレードでも気

候変動問題による被害は見られている。そのような現状からもフェアトレードの中で環境問題に対する迅速な対応は不可欠になりつつある。

(b) 環境系認証マークの台頭

レインフォレストアライアンス（Rain Forest Alliance）およびUtz Certifiedは、環境保全に特化した活動を通じ、環境配慮型で生産された農産物に貼付できる認証マークとして代表的である。これらの認証制度は環境保全を中心とした活動を繰り広げている。レインフォレストアライアンスでは、適切な土地利用や生態系保護、水資源の保全などを通じた持続可能な農業の育成を実施している（レインフォレストアライアンスウェブサイト）。またUtz Certifiedは、ミレニアム開発目標に沿った認証基準を設定し、生活向上や持続可能な環境に向けた活動を展開している（Utz Certified 2007）。これらの認証制度は環境配慮型のプロセスを踏みながらも農作物生産に従事する人びとの生活向上にも寄与している。フェアトレードを通じた環境保全および持続可能な開発の両側面を同時に達成する可能性を秘めている。

このように、現代社会は環境問題について考える必要のある状況下となっている。しかしながら、環境問題だけに特化した対応だけでは解決することは容易ではない。社会・経済・環境の3つの側面の調和により持続可能な社会は構築される。フェアトレードをより持続可能なアプローチとするためには、フェアトレードを取り巻く社会環境の変化に柔軟に対応する必要性がある。これまで以上に環境的側面に焦点を置くことは、フェアトレードのこれまで以上の成長の可能性がある。また環境配慮型の取り組みは、将来的に生産者・労働者の労働環境の整備、特に彼らの健康状態の向上や労働中の安全性の確保を導くことも考えられる。つまり環境配慮型の観点は、持続可能なアプローチとしてフェアトレードを確立させるだけでなく、フェアトレードに関与する生産者・労働者の健康状態の向上にも寄与する等、多面的な役割を備えている。

3. コミュニティの経済的・社会的向上を導く環境配慮型の取り組み事例

ここでは経済的・社会的向上に寄与する環境配慮型の事例を紹介する¹¹⁾。前章でも取り上げたようにフェアトレードでも環境配慮型のプロジェクト、特に気候変動問題に関わるプロジェクトは積極的に動き始めている。しかしここでは、フェアトレードは気候変動だけではなく、他の環境問題解決にも資する可能性を秘めていることを明示したい。ここで扱う事例は、コミュニティの環境に配慮した形で実践された生活向上事例であり、フェアトレードの枠組みで実施されたものではない。しかし環境配慮型の実施は、その地域資源の保全や持続可能な活用の促進に寄与し、結果的にその地域の経済や社会、その事例に関わる人びとの生活向上を導く。フェアトレード基準や憲章でも扱われているように、環境配慮型の観点に着目することは、フェアトレードを今以上の持続可能なアプローチにできる可能性を秘めている。そういう意味合いから本章で環境配慮型の事例を紹介することは、有用であると考え、扱うこととする。

3.1 野生配慮型生産手法による農業組合コミュニティと生物多様性保全とのつながり¹²⁾

このプロジェクトは、カンボジアのブレイビヘア(Preah Vihear)州のクレン・プロンムテップ保護区（環境省所轄）とブレイビヘア保護林（Kulen Promptemp Wildlife Sanctuary and Preah Vihear Protected Forest）（農林水産省森林局所轄）にて実施されたものである¹³⁾。この保護区・保護林には、落葉性のフタバガキが生息し、また絶滅危惧種に指定されている野生動物も数多く生息するなど豊かな自然を保持する地域であるが、近年の急速な人口増加による土地利用範囲の拡大やこれに伴う森林伐採範囲の拡大問題により保護区・保護林区域内の動植物の生息地が脅かされている。この地区の先住コミュニティによる動植物の利用・摂取もまた、

この地区における動植物の生息をより危機にさらす要因となっている。このような保護区の環境状態から、Wildlife Conservation Society (WCS) カンボジアは、この地区の持続可能な保護地域管理活動を実施している¹⁴⁾。その一環として保護区・保護林の環境を配慮した形での農産物生産事業を行っている。

この農産物生産事業は、対象保護区の環境保全に資すると同時に、地元コミュニティが長期的かつ持続的に実施できるような手法の模索を目指している¹⁵⁾。WCS カンボジアは、対象保護区・保護林のコミュニティの中から4つの村 (Tmatboey, Narong, Dangphlat, Prey Veng) を選択し、農村開発向け資金提供や生産物に対する高い価格値の提供、および保護区の環境保全にも協力してもらえるようなインセンティブを提供している。また地元の現金収入の向上に寄与することを目指し、農産物（主としてジャスミン米）に付加価値を付けた販売アプローチも実施している。そのほか、農産物の生産高を上げるための研修や能力育成の実施およびその支援も行っている。

WSC カンボジアは、本プロジェクト実施対象としている4つの村に Village Marketing Network (VMN) と呼ばれる団体を設立した¹⁶⁾。VMN に加盟する農家からジャスミン米を購入し、生産農家らの環境保全遵守の実態を検証¹⁷⁾する役割を担っている。ジャスミン米の流通や加工、包装、販売は、本プロジェクトの協力団体である Sansom Mlup Prey (SMP) に管理されている。SMP は野生生物に配慮した農産物にプレミアム価格を上乗せする意思のあるバイヤーを探し、バイヤーと VMN 同士の協定を推進する役割も担っている。田んぼを生息地とするトキのような野鳥や他生物を保護するための保全協定を遵守し、野生生物に配慮した農業技術使用することに賛同する農家が生産した農産物に対し、SMP は Wildlife Friendly Enterprise Network (WFEN) から取得した Wildlife Friendly (エコ認証・図1参照) マーク

を貼付する¹⁸⁾。農産物を買い取ってもらった農家は、市場での農産物購入額としてVMNから配送時に前払い金という形で賃金を受け取ることができる¹⁹⁾。

本プロジェクトの実施は、村の生活向上に寄与するだけではなく、保護区・保護林の生態系保全にも大きな貢献となっている²⁰⁾。4つの村から買い取られた野生生物配慮型の米は、2010年6月末時点で125トン以上となっている。また農家からVMN市場販売用に買い取られた米は、2010年1月末までに75%となり、備蓄米として保管されている²¹⁾。またこの米は、シエムリアップやプノンペンで経営するレストランやホテル20軒以上から50kg単位で、さらには5店舗の食料雑貨店から1kg単位で買い取られるまでに市場が拡大している²²⁾。

米の価格は年々増加傾向である。2009年では平均して1kgあたり1,000リエル（約20円、約0.24米ドル）であったが、2010年には1,430リエル（約29円、約0.35米ドル）の価格が付けられている²³⁾。農家はVMNを通じ、2009年末には3,000米ドル（約240,690円）の追加的プレミアム価格を受取ることができた²⁴⁾。この米は観光センターで扱われており、観光センターで販売されている米については、認証マークが貼付された緑の布に入れられて販売されている。この緑の布は地元の女性グループによって生産されており、彼女らにも公正な価格で賃金が提供されている（WCS Cambodia and Hyakumura 2011：14, 19-21, 23）。

本プロジェクトはAPFEDプロジェクト（注11参照）としての実施期間は終了したもの、現在でも継続されている。これまでプロジェクトを実施していた4つの村に加え、新たに5つの村がこのプロジェクトに参加し、合計で9つの村で実施されている²⁵⁾。またWCSカンボジアは、Sansom Mulp Preyにマーケティングとモニタリングの役割を託している。農産物のさらなる品質向上および販売市場の安定化・拡大、それに伴う認証マーク付き農産物の提供を



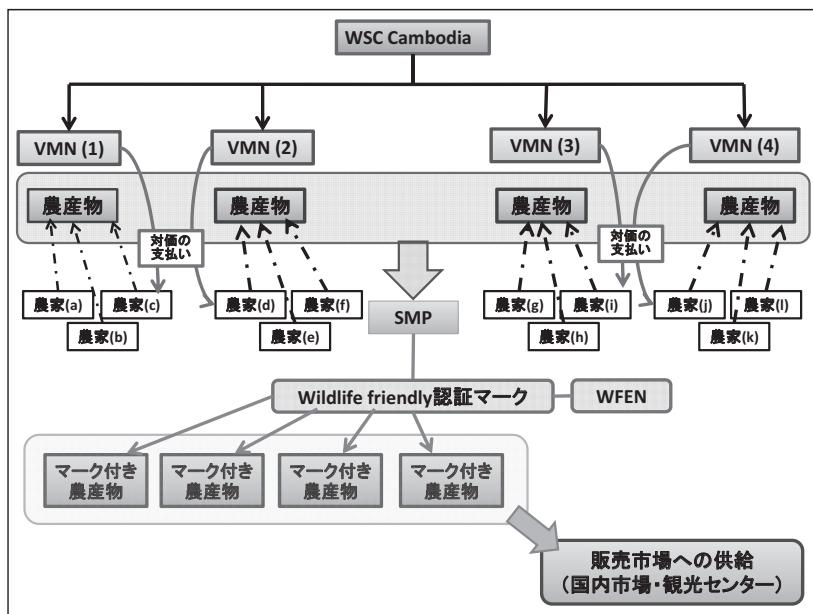
[出典：Wildlife Friendly Enterprise Network Website]

図1 米に貼付される認証マーク

通じ、参加農家の生活向上と持続可能な環境保全の貢献を目指している。

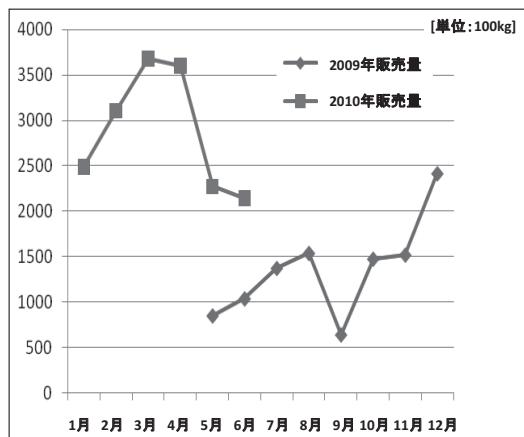
3.2 インドの森林コミュニティの生計向上に向けたランタナ（外来種）の伝統的活用の促進²⁶⁾

このプロジェクトは、インドのKarnatakaのMalai Mahadeshwara (MM)と呼ばれる丘にある森林保全区域にて、2004年から2009年の6年間実施された²⁷⁾。本プロジェクト対象地域である森林地区の周辺には、いくつかの部族コミュニティが居住している。彼らは自然資源、特に竹や籐といった天然植物を生計の糧として活用している。しかし無計画かつ大量の伐採により、彼らの生計手段が結果的に天然植物の資源量の減少をもたらしている。このような環境背景から森林局は1996年、竹の伐採を禁止した。代替的生計手段もないコミュニティにとって、天然資源の減少および伐採の禁止は、彼ら自身の生活基盤を不安定にさせる要因となる²⁸⁾。またこの森林地区では外来種の増殖も問題視されている。Lantana（ランタナ）と呼ばれる外来種は南米からの外来種であり、対象地域を含むインド全土に拡大している。このランタナの



[出典：これまでのプロジェクト実施プロセスをもとに著者作成]

図2 認証マークおよび販売市場への供給までのプロセス



[出典：WCS Cambodia and Hyakumura 2011: 21 (著者による和訳)]

図3 2009年-2010年までの米販売量

増殖は、インドに本来生息する固有化動植物等の生態系のバランスを崩す要因となっている。しかし近年の研究調査により、このランタナは竹資源の代替素材として使用が可能であること

が明らかとなった。そこでランタナを用いた家具やカゴの製造による生計向上および竹資源の生態系保全を目的とした本プロジェクトを実施した (ATREE 2009: 1-3).

本プロジェクト実施にあたり、経済社会状況および森林の資源依存度から4つの村 (Husthur, Ramagalli, Konnankare, Hannehola) が対象となった。インド国内には籐製の家具が販売されているため、籐よりも高品質なランタナ家具が製造できるよう、工芸者への能力育成プログラムの実施や家具製造産業についての知見を収集した。2010年12月時点、4つの村から男性100名、女性250名が45日間の能力育成プログラムに参加した。1グループ10-15人程度の小グループに区分され、村人自らの力で本プロジェクトを今後運営できるよう、ランタナの採取方法やランタナ商品生産の全工程について訓練プログラムを設けた。また村人は研究機関や共同組合と協力し、ランタナ製品の商品

開発やその能力育成、市場参入に向けた戦略手法を習得した。また本プロジェクトを通じ、ランタナ工芸センター（Lantana Craft Centre (LCC)）が設立された。このセンターは、国内市場へのアクセス確保のほか、財政支援などを提供する役割を担っている。さらに多彩なチャネルを用いてランタナ商品の普及に努めた。ランタナ商品について消費者の認識を深めてもらうため、国内および自治体で開催される環境イベントや消費者フェア、展示会への出店、メディアを通じた情報発信等、広くランタナを認識してもらうことを目的とした活動や、外来種に関するワークショップや国際会議での発表等、学術的観点からの普及にも努めた²⁹⁾。

本プロジェクトを総合的にみると、プロジェクト対象地域の経済・社会・環境的側面において大きなメリットをもたらしている。350世帯以上が本プロジェクトに関与し、ランタナ商品の製造を通じて生計を立てることが可能となった。現在50種類以上のランタナ商品がデザインされ、市場で販売されている。本プロジェクトに参加する人びとの現金収入全体のうち、約80%はランタナ商品製造によるものである。ランタナ商品の製造による収入は、1人あたり平均660米ドルから1,500米ドルまで向上した。本プロジェクトに関与する村人の収入向上は、能力育成プロジェクトの実施はもとより、商品開発向けの能力育成と市場参入に向けた戦略の習得、さらには消費者の認識向上のためのイベントや展示会への参加、積極的な情報発信等の関連活動の実施成果と言い換えることができる。

女性の本プロジェクトへの参加は、参加世帯の70%に上る。本プロジェクトを通じて、女性の積極的な参加による女性の社会的地位の向上が見られるようになった。結果的に彼女らの参加は、家計費の補完的な役割を担っている。また本プロジェクトは夫婦そろって働く環境の提供および健康保険の提供も実施しており、村人の生活状況が考慮されている。これらの点は、

本プロジェクト実施によって得られた社会的メリットである。環境的な側面への効果としては、ランタナ商品の製造によるランタナ植物・種の減少、竹の生息量の保全による対象地域の環境保全が見られるようになった。さらに対象となる村のみならず、インド国内の経済・社会状況にも大きな変化をもたらしている。ランタナ自体これまで生態系のバランスを壊す外来種であるという点から毎年の国内予算で除去されていた。しかし、工芸品の資材として利活用することにより除去予算の減額につながることから、インド政府もこのプロジェクトを高く評価している。

このプロジェクトは、当初実施された4つの村を含め、インド国内12の地域で実施されている³⁰⁾。新たに実施され始めた地域でも、ランタナの増殖に大きな問題を抱えている。ランタナ商品を製造することによる外来種の減少は、固有植物の生態系保全につながるため、本プロジェクトは環境的メリットも生み出すことを可能にしている。

3.3 2つの環境配慮型生活向上プロジェクトを通じて

本章で扱った2事例の共通点は、プロジェクトに関与するアクターの参加および協力、能力育成の実施、生産物の市場浸透にむけた宣伝活動の実施、公式的な政府の関与である。トップ（政府）の関与はプロジェクト実施をより円滑にする上で重要な役割を果たす。地元民の参加および彼らの能力育成の実施は、プロジェクトを持続可能に機能することをより現実的なものにするために不可欠なアプローチとなる。そして宣伝活動は、プロジェクトを取り巻く外部環境への普及および市場の確保という意味で大きな役割を担っている。双方の事例ともに、プロジェクトに直接関与する対象地区の人びとが、持続可能なプロジェクトの管理・運営ができるようなインフラ構築を目指している。

カンボジアの事例では、販売市場が主体では

なく、販売商品である農産物および生産地である村、そして生産主体者である農家を基盤に考えて設計されている。結果的に関与するすべてのアクターや保護区・保護林区域に有益性をもたらしている。本プロジェクトに関与するステークホルダー間の協力、WCS カンボジアが作成した米の製造から販売までの透明性のあるマーケットプロセスの確立、最終消費者へのプロジェクトの宣伝および関連情報の提供の3点により、プロジェクト実施の枠組みが透明性を持ち、かつ固定化され、農家の生活向上に寄与する持続可能なアプローチとして確立させることに成功した。この枠組みをより持続可能に機能させ、そして本プロジェクトの主目的である保護区の環境を保護するため、トレーニング実施を通じた農家への能力育成、村でのミーティング開催は、環境保護と生活向上が同時に達成されるという農家の理解を深めることにつながっている。またカンボジアの事例では、プロジェクトおよび周辺環境への理解がプロジェクトに関与する人びとの中で浸透していること、またマーケットプロセスの一本化により、プロジェクト実施のさらなる持続可能性が確立されている。このような環境保全および生活向上に寄与するインフラは、他地域・地区への応用性も備えている。生産物の認証マークの有益性として、可視的な認識および普及促進に寄与する。事実、認証マーク付きの生産物はカンボジア国内の観光センターで販売されており、国外への市場拡大のきっかけを生み出していると言える。今後は国内だけではなく、国外へ環境配慮型生産物として普及させることで、より一層プロジェクトの持続可能性を確立できる。

一方インドの事例は、プロジェクト実施対象区の現在の環境状態に適応した形で地域の環境保全を実施している。多彩な能力・知見を持つアクターの参加は、市場戦略の実施およびランタナ商品の生産に向けた能力育成の実施を可能にし、有限性の天然資源（竹・籐）の保全と外来種の増殖阻止の双方を達成させることを可能

にしている。ランタナ商品の認知度拡大に向けた活動の実施や村人の積極的な参加、インド森林局のプロジェクト実施に対する推奨は、ランタナ商品がより多く市場に参入・販売できる枠組みを構築し、村の人びとの生活向上に継続的に寄与できるプロジェクトとして確立することを可能にしている。このプロジェクトは、当初実施していた対象地区を含め、インド国内12地域で実施されており、この点からも環境配慮型活動は、人びとの生活向上および周辺環境の保全の双方が達成される優良例と言える。しかしカンボジアの事例と類似的アプローチであるにもかかわらず、インドの事例の普及は未だ発展途上のようにうかがえる。この点は今後、このプロジェクトが持続可能性を持つか否かを左右するものである。インドの事例では、商品生産および開発の能力育成は強化されているものの、カンボジアのように環境保全と生活向上が同時に達成できるプロジェクトであるという理解を深めることが、プロジェクト関係者間でうまく共有されていない可能性がある。またカンボジアの事例のように、一本化されたマーケットプロセスがきちんと構築・整備されていない点も、インドの事例の未だ発展途上の要因であると考えられる。さらに生産品の認証マークの有無はカンボジアの事例が成功し、現在もなお継続的に運営できている要因の1つである。認証マークの有無も、販売市場の拡大および消費者の可視的な認識・普及という重要な役割を担っている。インドの事例にも上記のような優良アプローチを検討・導入することで、プロジェクトのさらなる普及および持続可能性を確保し、結果的に対象地区的環境保全と生活向上の推進にも貢献しうると言える。

本章で扱った2つの事例は、対象地区にとどまらず、広範な範囲で環境保全と生活向上の実施を試みている。プロジェクト実施対象地の地理的特質や社会・経済的状況、そして実施プロセスの進行度合いは異なるものの、プロジェクトの情報・能力共有は、新規・既存問わず、今

後のプロジェクト実施において有効に機能するものと期待する。特に南南協力という位置づけでの情報・能力提供は、同じ条件下におかれている地域に対し、プロジェクト実施中に発生するある程度の障害が認識できるだけではなく、生じた課題に対する対応策や予測的成果等も明らかとなる。結果的に実践を検討している地域・地区が実践しやすい環境の提供を可能とする。

プロジェクト実施を通じた環境保全と生活向上との関連性および情報・能力の共有・提供は、プロジェクト実施地域の環境および生活にもたらす好影響に対する理解促進を可能にする。そして認証マークの有効活用、円滑なマーケットプロセスをプロジェクト内に組み込むことで、より持続可能性を備えたプロジェクトとして、地域・地区の環境保全・生活向上に貢献する可能性をもたらすものと言える。

4. 終 括

本論文で扱った2つの環境配慮型プロジェクトは、最終消費者ではなく、農家・工芸品生産者らの経済社会状況および周辺環境をしっかりと見据えている。環境問題の緩和策から生活向上策を考える（カンボジアの事例）、あるいは環境問題との適応策から生活向上策を考える（インドの事例）点は、対象地域の経済・社会・環境の状態をしっかりと把握した上でプロジェクトが実施されていると言える。このような姿勢は、対象地域における彼ら自身が、継続的に実施できるアプローチの確立および対象地域・関与アクターへの適切な成果の享受を可能にする。また農家・工芸品生産者を対象としたプロジェクト情報の提供も、彼らの日常生活と環境が密接に関係している点を理解する上で効果的な取り組みである。環境問題解決と生活向上を統合的に考慮し、実行に移すという点は、これまでのフェアトレードにはない観点である。フェアトレードがより環境問題解決型のアプローチ要素を持ち合わせるためには、生産者が生活する地域の経済社会状況の把握、マーケットアクセスの確立、認証マークの活用だけではなく、(1)環境状況の把握、(2)生産者への環境教育機会の提供が必要であると考える。

今日のフェアトレードは、周辺の社会環境の状況変化に対応し、環境的側面を組み込んだフェアトレード活動を実施しようと動きはじめている。生産者にとってよりよい労働環境の構築や人権の尊重、不公平な市場アクセスの是正は、フェアトレードが誕生した出発点である。同時にフェアトレード商品は現地資源の活用を通じて生産されるため、環境問題とは切っても切れない相互関係を有する。市場に提供できる商品がなければ、持続可能性のあるアプローチであってもその継続性は不可能となる。生産地の環境状況を把握し、その問題点を解決するための観点を組み込むことは、今後重要な点となってくる。この点においてもフェアトレードの迅速な活動の変革は適切であると言える。

環境問題解決策を含有したフェアトレード活動は始まったばかりである。新たな活動は、これまでの貧困削減に寄与するだけではなく、環境問題解決およびフェアトレード活動に関与するすべてのアクターにさまざまな形での利潤提供が期待できよう。どのような成果が見られるのか、今後のフェアトレードの動向に期待したい。

謝 辞

本論文執筆にあたり、具体事例として扱ったプロジェクトに関する情報やデータの提供をして頂いた財団法人地球環境戦略研究機関森林保全グループフェロー兼九州大学熱帯農学研究センター准教授百村帝彦氏、および同研究機関森林保全プロジェクト研究員フェデリコ・ロペス＝カゼーロ氏に深くお礼を申し上げたい。

参考文献

1. 邦語文献（あいうえお順）

- 小宮山宏 (2010), 「低炭素社会」, 幻冬舎新書.
- Lopez-Casero, Federico., and Kad, Shashi. 「2009年 APFED 金賞プロジェクトの事例研究：インドの森林居住者の生活質を高めるための、侵入植物（ランタナ）の独創的な使用の促進」, 2009年度第6回IGES環境セミナー(開催日：2010年3月29日, 場所：日赤ホール).
- 住明正・三村信男 (2010), 「気候変動とIPCC」, 小宮山宏・武内和彦・住明正・花木啓祐・三村信男(編)『サステイナビリティ学2 気候変動と低炭素社会』, 東京大学出版会, pp. 9-32.
- 渡未絢 (2009a), 「貧困削減に資するアプローチとしてのフェアトレード—歴史的変遷をたどってー」『横浜国際社会科学研究』第13巻第6号, 横浜国立大学, pp. 77-100.
- 渡未絢 (2009b), 「フェアトレード—90年代以降から見る現在の動向(1)ー」, 『横浜国際社会科学研究』第14巻第3号, 横浜国立大学, pp. 151-176.
- 渡未絢 (2010a), 「フェアトレード—90年代以降から見る現在の動向(2・完)ー」, 『横浜国際社会科学研究』第14巻第5号, 横浜国立大学, pp. 133-155.
- 渡未絢 (2010b), 『社会事業に取り組む起業家とフェアトレード』横浜国立大学, 2010年9月, (博士論文).

2. 外国語文献・ウェブサイト(アルファベット順)

- Ashoka Trust for Research in Ecology and the Environment (ATREE) (2009). Sheet for the APFED Good Practice Database—Promoting the Ingenious Use of a Plant Invasive, Lantana Camera, to Enhance the Livelihood of the Forest Dwelling Communities in India (Data sheet of APFED Good Practice Database).
- APFED Secretariat (2012). Promoting the Ingenious Use of a Plant Invasive, Lantana Camera, to Enhance the Livelihood of the Forest Dwelling Communities in India (Award, 2009)—APFED Thematic Booklet (In printing), IGES.
- Fairtrade Foundation (2009). Why the Climate Revolution Must Be a Fair Revolution (Summary of the Fairtrade Foundation Discussion Paper), Fairtrade Foundation.
- Fairtrade International (FLO) Website. http://fairtrade.net/aims_of_fairtrade_standards.0.html, (accessed 17 May, 2011).

- Fairtrade Labelling Organizations International (2010). Climate Change and Fairtrade: Why Is It Time to Make the Links? (Position Paper), FLO. http://www.fairtrade.net/fileadmin/user_upload/content/2009/resources/2010-04_Climate_Change_and_Fairtrade_Position_Paper.pdf (accessed 24 June, 2011).
- Fairtrade International (2011). Challenge and Opportunity (Annual Review 2010-11), FLO.
- Fair Trade Resource Network. Top 10 Reasons to Buy Fair Trade. <http://www.fairtraderesource.org/wp/wp-content/uploads/2010/03/top-10-reasons.pdf>, (accessed 29 May, 2011).
- Fairtrade Labelling Organizations International (FLO) e. V. Fairtrade At a Glance (Updated January 2011). <http://www.fairtrade.net> (accessed 23 June, 2011).
- Rain Forest Alliance Website. <http://rainforest-alliance.org/> (accessed 27 June, 2011).
- The Wildlife Friendly Enterprise Network (WFEN) Website. <http://www.wildlifefriendly.org/>, (accessed 05 June, 2011).
- Utz Certified (2007). Let Markets Work for the Poor: Certification as an Effective Tool for International Partnerships to Reach the Millennium Development Goals, Utz Certified.
- Utz Certified Website. <http://old.utzcertified.org/> (accessed 27 June, 2011).
- WCS Cambodia and Hyakumura, Kimihiko (2011). Final Evaluation Report of Wildlife-friendly Protects: Linking Community Agricultural Cooperatives to Biodiversity Conservation, IGES.
- Wildlife Conservation Society (WCS) Cambodia Website. <http://www.wcscambodia.org/home.html>, (accessed 03 June, 2011).
- World Fairtrade Organization (WFTO) Website. http://www.wfto.com/index.php?option=com_content&task=view&id=1330&Itemid=293, (accessed 18 May, 2011).
- World Fair Trade Organization and Fairtrade Labelling Organizations International (2009). Charter of Fair Trade Principles. http://fairtrade-advocacy.org/images/stories/FTAO_charters_3rd_version_EN_v1.2.pdf, (accessed 27 May, 2011).

注

- 1) 財団法人地球環境戦略研究機関（IGES）プログラムマネジメントオフィス（PMO）特任研究员。神奈川県三浦郡葉山町上山口2108-11. watarai@iges.or.jp.
- 2) 引用箇所は一部抜粋・加筆修正を行っているが、FINEによる定義は、多様化するフェアトレードを統一する目的で2001年に定義されたものである。そのため本論文で扱うフェアトレードの定義はFINEの定義に沿うものとする。また原文は以下の通り。“Fair Trade is a trading partnership, based on dialogue, transparency and respect, that seeks greater equity in international trade. It contributes to sustainable development by offering better trading conditions to, and securing the rights of, marginalized producers and workers—especially in the South. Fair Trade Organizations, backed by consumers, are engaged actively in supporting producers, awareness raising and in campaigning for changes in the rules and practice of conventional international trade.” (World Fair Trade Organization and Fairtrade Labelling Organizations International (2009). *Charter of Fair Trade Principles*: 6. http://fairtrade-advocacy.org/images/stories/FTAO_charters_3rd_version_EN_v1.2.pdf, accessed 27 May, 2011).
- 3) Fair Trade Resource Network (FTRN) はフェアトレード商品を購入する理由として、以下の10点を挙げている。フェアトレードは、「(1)社会的弱者である農家と生産者に対する公正な価格の支払いと公正な労働条件を明確にしている、(2)環境の持続性を促している、(3)児童を保護している、(4)社会的弱者である労働者に権限を与えており、(5)安全性を保証している、(6)コミュニティ支援に寄与している、(7)農家と手工芸者を考慮した取引である、(8)異文化に触れる機会を提供する、(9)地域経済の持続可能性を導いている、(10)商品を購入することで農家や手工芸者の生活を変える」(著者による和訳。原文は以下に掲載。Fair Trade Resource Network. “Top 10 Reasons to Buy Fair Trade.” <http://www.fairtraderesource.org/wp/wp-content/uploads/2010/03/top-10-reasons.pdf>, accessed 29 May 2011). この10点は、フェアトレード商品を購入する理由を消費者に明確に示しているものであるが、この10点を通してフェアトレード商品の透明性を消費者に提示していると言える。

- 4) ただし、フェアトレード認証を受けた商品のみに限る。フェアトレード認証については、フェアトレードラベルジャパンウェブサイト, <http://www.fairtrade-jp.org/>, Fairtrade Labelling Organization (FLO) International Website. <http://www.wfto.com/>, World Fairtrade Organization Website, <http://www.wfto.com/>, 渡来 2009b : 156-165 を参照のこと。
- 5) フェアトレード認証ラベルは、一定の基準に沿った過程の中で製造・生産された商品に対して、フェアトレード商品であるというラベルを付与する「商品認証型」、フェアトレード活動に従事する組織・団体それ自身にフェアトレード認証を付与する「団体認証型」の2種類存在する。詳細は、Fairtrade Labelling Organization (FLO) International Website. <http://www.wfto.com/>, World Fairtrade Organization Website, <http://www.wfto.com/>, および渡来 2009b : 156, 159-160 を参照のこと。
- 6) World Fairtrade Organization (WFTO)。2008年10月にThe International Fairtrade Association (IFAT) より名称変更) は、途上国の貧困層の生活向上および不平等な貿易構造の変革を目指し、1989年に設立された国際レベルでフェアトレード活動を支える団体組織である(渡来 2009b : 156, 159)。活動詳細は以下を参照のこと。World Fairtrade Organization Website, <http://www.wfto.com/>
- 7) Fairtrade Labelling Organization International (FLO) は、1997年に設立された国際レベルでフェアトレード活動を支援する団体組織である。1997年以前から存在していた16のフェアトレードラベル認証団体の統括組織として設立された(渡来 2009b : 160)。団体の詳細は以下を参照のこと。Fairtrade Labelling Organization International Website, <http://www.wfto.com/>.
- 8) フェアトレード憲章 (The Charter of Fair Trade Principles) は、2001年に提示されたフェアトレードの定義に基づき作成、採択されたものである。簡易的なフェアトレード基準およびフェアトレードを実施する上で2つの主となる方向性を通じた唯一の国際事項を提示するとともに、国際貿易の中でフェアトレードがよりよい公平性を確保する可能性を見出すためのフェアトレード組織間における対話や協力を設立させることを目指している (World Fair Trade Organization and Fairtrade Labelling Organizations International (2009). *Charter of Fair Trade Principles*: 5. http://fairtrade-advocacy.org/images/stories/FTAO_charters_3rd_version_EN_v1.2.pdf, accessed

- 29 May, 2011).
- 9) 著者和訳。原文は以下の通り。“All parties to Fair Trade relationships collaborate on continual improvement on the environmental impact of production and trade through efficient use of raw materials from sustainable sources, reducing use of energy from non-renewable source, and improving waste management. Adoption of organic production processes in agriculture (over time and subject to local conditions) is encouraged.” (World Fair Trade Organization and Fairtrade Labelling Organizations International (2009). *Charter of Fair Trade Principles*: 10. http://fairtrade-advocacy.org/images/stories/FTAO_charters_3rd_version_EN_v1.2.pdf, accessed 29 May, 2011).
 - 10) フェアトレードプレミアムとは、地域開発や社会開発のために使用されるべき資金である。詳細な使途は、フェアトレードプレミアムを受け取った各生産者団体によって決定することができる（フェアトレードラベルジャパンウェブサイト <http://www.fairtrade-jp.org/>, 27 June 2011）。
 - 11) 本節で扱う環境配慮型の事例は、財團法人地球環境戦略研究機関（IGES）が事務局として2005年から実施してきたアジア太平洋環境開発フォーラムフェーズII（APFED II）というプログラムの中で採択された事例である。このプログラムはアジア太平洋地域が抱える重要な環境課題の解決に向けた持続可能な発展モデルを提示することを目的に実践してきた。採択事例は、アジア太平洋地域における持続可能な開発に関する先駆的な優良プロジェクトや持続可能な開発に資する優良プロジェクトとして、情報発信（成功事例の普及やプロジェクトにより得られた知恵と経験の発信等）されている。アジア太平洋地域内での優良事例の共有化やネットワーク化を促進している。
 - 12) プロジェクトタイトル（英名）は以下の通り。“Wildlife-friendly Products: Linking Community Agricultural Cooperatives to Biodiversity Conservation”。
 - 13) 本プロジェクトは2009年1月から2010年6月の18ヶ月間実施された。本プロジェクト実施にあたり、主要実施団体としてWild Conservation Society—Cambodia Program（WCS カンボジア）、協力実施団体としてFarmer Livelihood Development, Sansom Mlup Prey の2団体が関わった（WCS Cambodia and Hyakumura 2011: 11）。
 - 14) WCS カンボジアでは、生態系保護に向けたエコツーリズム事業を実施している。対象は Tmatboey, Dangphlat, Prey Veng である。バードウォッチングを通じた野鳥保護を実践している。Tmatboey ではトキの巣保護のため、コミュニティ自身でこの事業を担当している（WCS Cambodia and Hyakumura 2011: 17）。
 - 15) このプロジェクトでは保護区域内での農産物生産を行うため、WSC カンボジアは保護区域内での公的な農用地、居住地の境界線について、コミュニティと政府との交渉支援を行い、対象となる4つのコミュニティでは、土地の使用計画書やルール、制度を作成した。その結果、カンボジアの環境省は保護区での試験的な農作物清算の実施を認可した（WCS Cambodia and Hyakumura 2011: 17）。
 - 16) 4つの村に設置されたVMNに加盟する農家数は以下の通りである（Tmatboey: 206名, Dongphlat: 190名, Narong: 174名, Prey Veng: 98名）。合計722名のうち、女性の参加は361名である（WCS Cambodia and Hyakumura 2011: 26）。
 - 17) 具体的な環境保全遵守内容は以下の通りである。(1)生物多様性および絶滅危惧種の生息地の保全、(2)森林伐採と森林劣化（REDD）による排出削減を通じた気候変動の緩和。また、定期的なモニタリングはSMPとWCSによって実施されている（WCS Cambodia and Hyakumura 2011: 4）。
 - 18) このWildlife Friendlyマークは、WFENが認証する野生生物配慮型商品の1つである。WFENが定めるIUCNのレッドリストに掲載されている絶滅危惧種の保護、そして地域経済の向上に資する生産物であることが認証基準として挙げられている。また地元民の生産物の生産工程への参加や第3者機関による生産活動のモニタリングの実施がなされる。継続的な認証マークの使用には、毎年の評価および2年ごとの話し合いが必要となる。地元民の参加や第3者機関によるモニタリングの実施、活動評価の実施はフェアトレードと類似したプロセスをたどっていると言える（“Wildlife-friendly Produces” in WSC Cambodia Website. <http://www.wcscambodia.org/conservation-challenges/communities-and-livelihoods/wildlife-friendly-products.html>, accessed 03 June, 2011, and 06 July, 2011）。
 - 19) 米販売の歳入は、このような前払い金やすべての管理費資金として使用されている。また少額の純歳入はVMNに返済され、VMNに加盟するメンバーの給与として、また各村の開発資金として保全協定に遵守する農家に分配される（WCS Cambodia and Hyakumura 2011: 19）。
 - 20) 本プロジェクトの対象保護区の保全に関しては、絶滅危惧種の生息数の増加がみられている。

- トキの繁殖数は年々増加している。また保護林内を1km歩くごとに野生の豚に遭遇する率から、カンボジア国内にある森林地帯のうち、10万ヘクタール以上の地帯が保全されたという調査結果も示されている。
- 21) 2009年には4つの村から約36トン買い取られ、そのうち14トン以上の米が市場に流通している (“Selling Wildlife-friendly Rice” in WSC Cambodia Website <http://www.wcscambodia.org/conservation-challenges/communities-and-livelihoods/selling-wildlife-friendly-rice.html>, accessed 05 June, 2011).
 - 22) 本プロジェクトの実施背景や野生生物に配慮して生産された農産物の紹介、農産物のサンプル提供などの情報提供を行い、消費者の認識拡大が販売市場への参入を可能にしている (WCS Cambodia and Hyakumura 2011: 20).
 - 23) プロジェクト2年目には、前年より2倍以上の農家から82トンの米が収穫され、前年よりも40%も高い価格で買い取られた (WCS Cambodia and Hyakumura 2011: 4).
 - 24) プロジェクト1年目では、4つの村から200名以上の農家の人がびとが28%のプレミアム価格を受取った (WCS Cambodia and Hyakumura 2011: 4).
 - 25) 実施されている9つの村は、Tmatboey, Narong, Dangphlat, Prey Veng, Robunh, Kunakpheap, Choamsrei, Antil, Reaksmeiである。9つの村とも生態系保護の価値のある地域である (WCS Cambodia and Hyakumura 2011: 18).
 - 26) プロジェクトタイトル（英名）は以下の通り。“Promoting the Ingenious Use of a Plant Invasive, *Lantana Camera*, to Enhance the Livelihood of the Forest Dwelling Communities in India”
 - 27) 本プロジェクトは2004年、世界銀行の開発市場(DM)による補助金を受け、開始された。その後インド政府生物工学院(2005年～2007年)、ブルームーン基金(2008年)、レインフォレスト・コンサーン(2008年～2009年)から

の資金提供を受け、本プロジェクト資金規模は、76,400米ドルとなっている(2010年3月末現在)(第6回IGES環境セミナー(2009年度)資料より)。

- 28) 竹のみがらを使った商品を製造していた女性にとって、竹伐採の禁止は家計に使用できる現金が季節性の農業収入のみとなってしまい、十分な現金を家計に使用できなくなるという状況が生じている(ATREE 2009: 3).
- 29) Lopez-Casero, Federico., and Kad, Shashi. 「2009年APFED金賞プロジェクトの事例研究：インドの森林居住者の生活質を高めるための、侵入植物（ランタナ）の独創的な使用の促進」、第6回IGES環境セミナー(2009年度)、セミナー資料スライド14-15ページ。
- 30) 現在ランタナプロジェクトが実施されているのは、以下の12地域である。Palani Hills, Javadi Hills, Mudumalai Tiger Reserve, Kabin Wildlife Sanctuaries, Sathy, Angalam Wildlife Sanctuaries, Kaigel, Natham, Periyar Tiger Reserve, Kushalnagar, Moyar Reserve Forest, MM Hills, BRT Hills Tiger Reserve. またランタナは、インド以外のアジア諸国やアフリカの熱帯・亜熱帯地域にも生息しているため、このプロジェクトの応用は可能である(APFED Secretariat (2012). *Promoting the Ingenious Use of a Plant Invasive, Lantana Camera, to Enhance the Livelihood of the Forest Dwelling Communities in India (Award 2009)—APFED Thematic Booklet (in printing)*, IGES; Lopez-Casero, Federico., and Kad, Shashi. 「2009年APFED金賞プロジェクトの事例研究：インドの森林居住者の生活質を高めるための、侵入植物（ランタナ）の独創的な使用の促進」、第6回IGES環境セミナー(2009年度)、2010年3月29日、日赤ホールにて開催)。

[わたらい あや 財団法人地球環境戦略研究機関特任研究員、横浜国立大学大学院国際社会科学研究科博士課程修了]

